

## 選択宣言（固定金利選択型）

保証機関：（一社）日本労働者信用基金協会

1. 商品名	選択宣言（固定金利選択型）
2. ご利用いただける方	<p>長野県労働金庫に出資のある労働組合等会員の構成員、またはご自宅もしくは勤務先が長野県内にある方で、次の条件を満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・満18歳以上で、最終ご返済時年齢が満81歳未満の方</li> <li>・原則として勤続年数が1年以上の方</li> <li>・お勤めされていて、ご返済に見合う安定した収入のある方で、前年の税込年収が150万円以上の方</li> <li>・その他、保証機関が定めた保証基準を満たしている方</li> </ul> <p>※ ご融資にあたり長野県労働金庫および保証機関の審査手続きが必要となります。審査結果によっては、ご融資利用のご希望にそえない場合があります。</p>
3. ご返済期間	最長 50 年
4. ご融資金額	最高 1 億円（1 万円単位）
5. お使いみち	<p>ご本人または2親等以内の親族の居住用住宅のための次の範囲とし、事業資金、投機的資金、負債整理資金は除きます。</p> <p>※ マイホームにはセカンドハウスを含みます。</p> <p>(1) マイホームの購入費用・宅地購入費用・新築費用・関連諸費用等</p> <p>(2) マイホームのリフォーム費用（増改築・改修・模様替え費用、車庫・外構工事全般、太陽光発電設備費用等）</p> <p>(3) 他金融機関からの住宅ローンの借換費用</p> <p style="text-align: center;">～選択宣言「ふわっと 500」～</p> <p>上記のお使いみちに加え、他金融機関でご利用中の無担保ローンおよびカードローンの借換、家具・家電等の家財購入費を最高 500 万円の範囲で対象とします。</p> <p>また、選択宣言「ふわっと 500」をご利用の場合は、「住宅資金」と「住宅資金以外」に区分し、1 申込に対し 2 契約となります。</p> <p>※ 借換の対象とするローンは、債務者または連帯債務者の方がご契約中のものに限ることとします。</p> <p>※ 当金庫でご利用中の目的型無担保ローンの借換も対象になります。（カードローン（教育ローンカード型でカード利用中を含む）、フリーローン、負債整理資金を除く）。</p> <p>(1) 上乗せ金利負担について</p> <p>① 次に該当する方につきましては、上乗せ金利負担はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所属している労働組合等を通して長野県労働金庫と取引のある方</li> <li>・長野県労働金庫とお取引している労働組合等があるお勤め先に勤務している管理職の方</li> </ul> <p>※ 詳細は店頭でお問い合わせください。</p>

	<p>② ①以外の方</p> <p>クレジットカード、カードローン（教育ローンカード型除く）の借換えを含む場合、住宅ローン選択宣言の適用金利より年0.30%高い金利とさせていただきます。</p> <p>※ 「住宅資金」と「住宅資金以外」の2契約に各々0.30%高い金利となります。</p> <p>(2)民事再生法における「住宅資金貸付債権（住宅ローン）に関する特則」の適用対象外になる場合があります。</p>
6. ご融資金利	<p>お申込時またはお借入時のいずれか低い金利を適用します。</p> <p>※ お申込後6ヶ月以内にお借入いただける方を対象とさせていただきます。詳細は店頭でお問い合わせください。</p> <p>※ ご利用中に「全期間固定金利型」、「全期間変動金利型」への変更はできないものとします。</p> <p>※ 選択宣言「ふわっと500」をご利用の場合は、2契約同一金利となります。</p>
7. 固定・変動金利の利率・返済額	<p>固定金利（固定金利で返済中の期間を「特約期間」といいます。）または変動金利のいずれかをお選びいただけます。</p> <p>固定金利をお選びいただいた場合は、特約期間終了後、再度の固定金利または変動金利をお選びいただけます。また、変動金利をお選びいただいた場合は、いつでも固定金利への変更ができます。</p> <p>◇ 固定金利選択型の場合◇</p> <p>(1) 固定金利は、3年・5年・10年・15年のいずれかをお選びいただけます。</p> <p>※ 選択宣言「ふわっと500」をご利用の場合は、2契約同一再特約期間となります。</p> <p>(2) 固定金利の「特約期間」は、借入日（再特約の場合、特約期間終了日の翌日）から初回利息受入年月日（再特約の場合、次回利息受入年月日）を起点として3年・5年・10年・15年後応答日の1ヶ月前約定日までとなります。</p> <p>なお、特約期間中は変動金利への変更はできません。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>▽ 「特約期間」の具体例</p> <p>前提：借入日2025年10月1日、特約期間3年</p> <p>初回利息受入日2025年11月25日、約定返済日25日</p> <p>▶ 2025年10月1日から特約期間が開始。2025年11月25日を起点として、起点日の3年後の応答日は2028年11月25日となります。応答日の1ヶ月前の約定日が2028年10月25日で、この日が特約期間終了日となります。</p> </div> <p>(3) 特約期間終了日の翌月約定返済日の前日までにお手続きをいただくことにより、再度固定金利の「特約期間」を選ぶことができます。（なお、お申し出がない場合は、特約期間終了日の翌日から自動的に変動金利となります。）</p> <p>再度固定金利の「特約期間」を選んだ時に適用される金利は、特約期間終了日の前々月1日における長野県労働金庫所定の新規固定金利となります。なお、お客様の長野県労働金庫でのお取引内容により金利優遇が適用となります。新返済額は、特約期間終了時点での残高・残存期間および長野県労働金庫が定める金利で再計算されますので、増額となる場合があります。</p> <p>※ 固定金利選択はお借入中何回でも選ぶことができますが、残りのお借入期間が3年未満となった場合、または各特約期間に満たない場合は、特約期間の契約をすることはできません。</p>

	<p>◇ 変動金利の場合◇</p> <p>(1) 当初より変動金利を選択した場合、または変動金利が適用されている期間は、お手続きをしていただくことによりいつでも固定金利への変更が可能です。この場合、変動金利から固定金利に変更した変更契約日における長野県労働金庫所定の新規固定金利を適用します。お客様の長野県労働金庫でのお取引内容により金利優遇が適用となります。</p> <p>※ 残りのお借入期間が3年未満となった場合、または各特約期間に満たない場合は、特約期間の契約をすることはできません。</p> <p>(2) 変動金利のご融資利率は、労金変動型住宅ローンプライムレート（住宅ローンの基準金利）に連動し、年2回見直します。（4月・10月の各々1日。以下「基準日」といいます。）</p> <p>(3) 利率変更の基準日・適用日 適用利率は基準金利が下記の基準日・適用日により変更された場合、これに連動して同じ幅だけ利率が引き上げられ、または引き下げられます。</p> <p>※ 適用利率はお申込み時の利率ではなく、お借入時または基準日の利率となります。</p> <table border="1" data-bbox="549 842 1445 1151"> <thead> <tr> <th>基準日</th> <th>適用日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月1日</td> <td>同年7月の約定返済日の翌日から新利率を適用し、同年8月のご返済額からご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整します。</td> </tr> <tr> <td>10月1日</td> <td>翌年1月の約定返済日の翌日から新利率を適用し、翌年2月のご返済額からご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整します。</td> </tr> </tbody> </table>	基準日	適用日	4月1日	同年7月の約定返済日の翌日から新利率を適用し、同年8月のご返済額からご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整します。	10月1日	翌年1月の約定返済日の翌日から新利率を適用し、翌年2月のご返済額からご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整します。
基準日	適用日						
4月1日	同年7月の約定返済日の翌日から新利率を適用し、同年8月のご返済額からご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整します。						
10月1日	翌年1月の約定返済日の翌日から新利率を適用し、翌年2月のご返済額からご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整します。						
<p>8. 利率変更に伴う ご返済額</p>	<p>◇ 変動金利利用中のご返済額変更◇</p> <p>(1) 利率の変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5年間にご返済額を変更しません。毎年10月1日を経過するごとに1年経過したとみなします。</p> <p>(2) 10月1日を5回経過する度に、直後の新利率適用日（翌年1月の約定返済日の翌日）に最終返済期日に合わせてご返済額の見直しを行い、次の5年間のご返済額を決定します。</p> <p>増額の場合には、変更前の1.25倍を限度とし翌年2月の約定返済分から新返済額に変更します。</p> <p>減額の場合には、ご返済額の変更は行わず、返済期間を短縮します。</p> <p>(3) 利率変更に伴い、当初の借入期間が満了しても未払利息および元金・利息の一部が残存する場合は、最終約定返済期日に一括してお支払いいただきます。</p>						
<p>9. 保証料</p>	<p>(1) 次に該当する方につきましては、保証料は長野県労働金庫が負担します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所属している労働組合等を通して長野県労働金庫と取引のある方</li> <li>・長野県労働金庫とお取引している労働組合等があるお勤め先に勤務している管理職の方</li> </ul> <p>(2) (1)以外の方につきましては、保証料として年0.10%～年0.20%が別途必要となります。</p>						

10. ご返済方法	<p>元利均等返済とし、毎月返済または毎月・ボーナス併用返済からお選びいただけます。毎月・ボーナス併用返済の場合のボーナス返済部分は、お申込み金額の50%までとなります。</p> <p>※ 元利均等返済とは、毎月またはボーナス返済月の各返済日に一定の返済額（元金と利息の合計）でご返済いただく方式です。</p> <p>※ 随時返済のお取扱ができます。随時返済では、前回ご返済日（お利息支払日）の翌日から随時返済当日までのお利息（融資残高に基づき計算します）の精算が必要となります。</p>
11. ご返済試算額の入手方法	<p>店頭までお申し付けください。</p> <p>また、インターネット・ホームページからも試算いただけます。</p> <p>長野県労働金庫ホームページ &lt;<a href="https://www.nagano-rokin.co.jp/">https://www.nagano-rokin.co.jp/</a>&gt;</p>
12. 不動産担保ローン取扱手数料	<p>(1) 次に該当する方につきましては、22,000円（税込）が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所属している労働組合等を通して長野県労働金庫と取引のある方</li> <li>・長野県労働金庫とお取引している労働組合等がある、お勤め先に勤務している管理職の方</li> </ul> <p>(2) (1)以外の方につきましては、44,000円（税込）が必要となります。</p>
13. 繰上げ返済手数料	<p>随時返済手数料は無料です。ただし、全額返済の際は、33,000円（税込）が必要となります。</p> <p>※ 選択宣言「ふわっと500」をご利用の場合は、2契約全てが完済となる際に、33,000円（税込）が必要となります。</p>
14. 返済条件変更手数料	<p>ご契約内容の変更を行う際には、5,500円（税込）の手数料が必要となります。ただし、「固定金利から変動金利」、「変動金利から固定金利」への金利変更手数料は無料です。</p> <p>※ 選択宣言「ふわっと500」をご利用の場合は、一度の変更申込につき、1申込分5,500円（税込）の手数料が必要となります。</p>
15. 連帯保証人	<p>原則として不要です。</p> <p>ただし、次の場合には、物上保証人や連帯保証人を必要とすることがあります。</p> <p>(1) 配偶者と所有名義を共有する場合や、親等の土地に建築する場合などは物件所有者の方に物上保証人になっていただきます。</p> <p>(2) 配偶者等と収入を合算してお申し込みいただく場合は、連帯債務者または連帯保証人になっていただきます。</p>
16. 担保	<p>長野県労働金庫または保証機関が、担保となる不動産に原則として第1順位の抵当権または根抵当権を設定します。</p> <p>※ 担保となる不動産の抵当権または根抵当権の設定費用、抹消費用（登録免許税、司法書士報酬、全部事項証明書取得費用等）は、お客様に負担いただきます（抵当権または根抵当権設定後に、お客様からのお申し出によりご融資利用を取り止める場合も含まれます）。</p>

17. 火災保険（共済）	<p>担保となる建物を対象とし、お客様が任意の火災保険(共済)会社の火災保険(共済)にご加入いただきます。火災保険(共済)契約締結後、保険(共済)加入の確認のため、保険(共済)証券の写しをご提出いただきます。</p> <p>※ 火災保険(共済)の保険(共済)金請求権に、長野県労働金庫または保証機関を質権者とする質権設定が必要となる場合がございます。詳細は店頭でお問い合わせください。なお、質権設定時に必要となる確定日付設定の費用は、お客様に負担いただきます。</p>
18. 団体信用生命保険	<p>原則として団体信用生命保険にご加入いただきます。</p> <p>保険金が支払われた場合には、債務の返済に充当されます。保険料のご本人負担はありません。</p> <p>※ 被保険者となられる方の現在または過去の健康状態等によっては、ご加入できない場合があります。</p> <p>※ 選択宣言「ふわっと500」をご利用の場合、2契約分のお申込みとなります。2契約の団体信用生命保険は、同一制度となります（異なる団体信用生命保険の併用は不可となります）。</p> <p>ご希望により、以下の団体信用生命保険制度もご選択いただけます。</p> <p>(1) 夫婦連生団体信用生命保険 適用金利に年0.10%上乗せさせていただきます。</p> <p>(2) がん団体信用生命保険 適用金利に年0.10%上乗せさせていただきます。</p> <p>(3) 夫婦連生がん団体信用生命保険 適用金利に年0.30%上乗せさせていただきます。</p> <p>(4) 就業不能保障団体信用生命保険 適用金利に年0.10%上乗せさせていただきます。</p> <p>(5) 夫婦連生就業不能保障団体信用生命保険 適用金利に年0.30%上乗せさせていただきます。</p> <p>(6) 3大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）保障特約・障がい特約付団体信用生命保険 適用金利に年0.30%上乗せさせていただきます。</p> <p>(7) 引受緩和団体信用生命保険 適用金利に年0.30%上乗せさせていただきます。</p> <p>上記制度の詳細は店頭でお問い合わせください。</p>
19. 住宅借入金等特別控除について	<p>令和4年度税制改正において、住宅借入金等特別控除の適用に係る確定申告・年末調整手続きが見直され、金融機関がお客様に年末残高証明書を交付するこれまでの「証明書方式」に代えて、金融機関が年末残高調書を税務署に提出し、税務署がお客様へ年末残高情報等を提供する「調書方式」が新たに導入されました。</p> <p>当金庫におきましても、2026年1月1日より「調書方式」の取扱いを開始しました。</p> <p>(1) 証明書方式 当金庫から交付を受けた年末残高証明書を確定申告または年末調整の際に、税務署または勤務先へ提出する方式です。</p> <p>(2) 調書方式 「住宅ローン控除の適用申請書」を当金庫へご提出いただくことで、国税当局がお客様へマイナポータルを通じて年末残高情報を提供する方式です。お客様はマイナポータルで受け取った年末残高情報を利用し、e-Taxで確定申告が可能です。</p> <p>※ 詳細は店頭でお問い合わせください。</p> <p>※ 住宅借入金等特別控除について、お客さまの最寄りの税務署または税理士等にお問い合わせください。</p>

20. お客様宛の通知物	<p>ご融資のご利用後、次の通知をお客様のご自宅宛に送付させていただきます。</p> <p>(1) 返済予定表</p> <table border="1" data-bbox="549 230 1425 376"> <thead> <tr> <th>金利種類</th> <th>返済予定表に記載される対象期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固定金利特約期間</td> <td>固定金利特約期間終了までの期間</td> </tr> <tr> <td>変動金利</td> <td>次回金利見直し日までの期間(最長半年)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 随時返済、金利変更、契約変更時にも返済予定表を発行し、お客様のご自宅宛に送付させていただきます。</p> <p>※ &lt;ろうきんダイレクト&gt; (インターネットバンキング) をご利用の方におかれましては、上記「返済予定表」について郵送等による通知に替えて、&lt;ろうきんダイレクト&gt; (インターネットバンキング) にて閲覧することができます。</p> <p>※ &lt;ろうきんダイレクト&gt; (インターネットバンキング) をご利用の方であっても、ご返済およびご確認に関するもの、事故防止を目的とする新規及び変更契約の内容確認に関するお知らせ等は、ご自宅へ郵送させていただく場合がございます。</p> <p>(2) 年末残高証明書</p> <p>「証明書方式」による住宅借入金等特別控除の適用を受ける方は、入居1年目の確定申告用年末残高証明書を1月中旬ごろ、2年目以降の年末調整用年末残高証明書を10月中旬ごろに、ご自宅宛に送付させていただきます。2名以上の連帯債務によるお借入の場合は、それぞれの方に年末残高証明書を作成いたします。</p> <p>(3) 特約終了のお知らせ</p> <p>固定金利選択型の固定金利特約について、固定金利特約期間終了前に作成しご自宅宛に送付させていただきます。</p> <p>(4) 完済通知</p> <p>ご融資完済時に作成し、ご自宅宛に送付させていただきます。</p>	金利種類	返済予定表に記載される対象期間	固定金利特約期間	固定金利特約期間終了までの期間	変動金利	次回金利見直し日までの期間(最長半年)
金利種類	返済予定表に記載される対象期間						
固定金利特約期間	固定金利特約期間終了までの期間						
変動金利	次回金利見直し日までの期間(最長半年)						
21. ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ	<p>(1)ご契約内容や商品に関する相談・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>【フリーダイヤル】(電話：0120-1919-48)</p> <p>受付時間 平日：午前9時～午後5時 土・日曜日：午前10時～午後5時 (祝日、振替休日(土・日曜日が祝日の場合は営業)、12月31日～1月3日、5月3日～5月5日を除く)</p> <p>(2)ご契約内容や商品に関する苦情は、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>【窓口：長野県労働金庫お客様相談ダイヤル】(電話：0120-606-150)</p> <p>受付時間 平日：午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページ&lt;<a href="https://www.nagano-rokin.co.jp/">https://www.nagano-rokin.co.jp/</a>&gt;をご覧ください。</p>						

22. 第三者機関に 問題解決を相談 したい場合	<p>東京弁護士会紛争解決センター（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話:03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当金庫お客様相談ダイヤルまたはろうきん相談所にお申し出ください。</p> <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談ダイヤルもしくはろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】（電話：0120-177-288）</p> <p>受付時間 平日：午前9時～午後5時</p>
--------------------------------	---